

次期学習指導要領改訂に向けた意見交換 ー現場の視点からより良いものへー

現在、中教審では次期学習指導要領改訂に向けた審議まとめ案が提示され、議論が大詰めを迎えている(学習指導要領改訂の流れは右下図参照)。こうしたなか、日高教は10月21日にオンラインで開催された中教審教育課程企画特別部会にて意見発表を行った。これに先立つ10月14日には、鯉沼中央執行委員長と横田書記長が文科省担当者との事前協議に臨んでおり、21日当日の意見発表は横田書記長が担当した。

1. 事前協議

10月14日、次期学習指導要領改訂に向けて文科省の担当者と事前協議を行った。文科省側からは、教育課程課長、初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育企画官、初等中等教育局参事官(デジタル学習基盤担当)付校務データ連携企画係長、初等中等教育局参事官(デジタル学習基盤担当)付先端技術活用推進係長、初等中等教育局児童生徒課生徒指導室長、スポーツ庁地域スポーツ課企画係長、初等中等教育局教育課程課教育課程企画室審議・調整係長の7名が対応した。

本協議では、意見全体の要旨を伝え、ICT環境整備に関する自治体間の情報提供や、部活動の地域展開における課題を共有した。日高教としての方向性を明確にするための助言を得て、発表内容の整理・精査を行った。これらを反映させ、10月21日に開催された中教審教育課程企画特別部会での意見発表に臨むこととなった。



事前協議に臨む鯉沼中央執行委員長と横田書記長



当日の部会の様子



当日の発表の様子



学習指導要領改訂の流れ (生成AIで作成)

2. 中教審教育課程企画特別部会における意見発表

10月21日、第21回中教審教育課程企画特別部会において、次期学習指導要領改訂に向けた意見発表がオンラインで実施され、日高教からは横田書記長が参加した。はじめに、「これまで学習指導要領の改訂に向け、ご多忙のところ長時間にわたる資料作成及び議論を重ねてこられたことに深く敬意を表します。前回の学習指導要領改訂以降、日本を取り巻く環境が著しく変化し、少子超高齢社会、外国人居住者の増加、AIの急速な普及、多様性・包摂の重視といった要素が複雑に絡み合うなかで、これからの社会の創り手を育成する役割を学校教育が担っています。上記の背景にもとづき、『自らの人生を舵取りする力と民主的で持続可能な社会の創り手育成』に向け、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、『好きを育み得意を伸ばす』『当事者意識を持った対話や合意形成』を行ううえで、1単位17コマ化をはじめとする『余白』の創出や探究的な学びのアップデート等の枠組みが示されたことには、概ね賛同いたします。これらの先進的な理念や制度が形骸化することなく、現場で最大限に効果を発揮するためには、持続可能な指導体制の保障と教員の多忙化解消が不可欠です。公立の高等学校・中等教育学校及び特別支援学校の教員で構成される本組合として、以下のとおり提言いたします。」と述べ、項目に応じた意見・提言を行った。

意見・提言の要旨は以下のとおり。

- 1) 高等学校における教育課程の柔軟化について
 - ・格差防止とスクラップ・アンド・ビルド: 1単位17コマ化等の柔軟化が学校・地域間の教育格差に繋がらないよう国がモデル校創出や指針提示を主導すること。また、教員の業務累積を防ぐためスクラップ・アンド・ビルドを一体で推進すること。
 - ・高大接続改革の一体化: 柔軟化で生じた「余白」が単なる受験演習やポートフォリオ対策に終始しないよう、一般選抜を含む大学入試全体の評価手法の転換と高大連携を深めること。
- 2) 評価の在り方について
 - ・ガイドラインの提示: 「○」の付記に関して混乱が生じないよう具体的な見取り例やガイドラインを示すこと。(「学びに向かう力、人間性等」の評価における個人内評価への見直したことについては概ね評価)
 - ・評価手法の平準化: 評定の不公平感が生徒の進路に影響しないよう、評価手法や運用の平準化に向けた明確な指針を提示すること。
- 3) 生成AIを含むICTの活用等について
 - ・指導指針の提示と研修充実: 生成AIの活用と過度な「認知的オフロード(思考依存)」の防止とのバランスに関し、具体的な指導指針の提示や教員研修の拡充を図ること。
- 4) 部活動の地域展開について
 - ・高等学校段階での検討・明記: 部活動を高等学校の魅力に位置づけることも重視する一方、高等学校においても単独校での部活動維持が困難になっている実態を踏まえ、国のガイドライン等に高等学校段階の地域展開の方向性を明確に位置づけること。
- 5) 教員の働き方改革と校務DXの推進について
 - ・インフラ整備と伴走支援: 自治体間のクラウド・サーバー等のICT環境格差を解消し、一部教員への管理負担集中を防ぐための指導や伴走支援を行うこと。

(6) 特別支援教育について

- ・指導・評価基準の明示と環境整備:包摂的教育の推進にあたり、具体的な指導・評価ガイドラインの提示や研修・環境整備を行うこと。
- ・制度趣旨の周知と分かりやすい記載:高等学校における「通級による指導」の本来の趣旨の徹底や、知的障害教育における各教科の位置づけの明確化・分かりやすい記載を図ること。

(7) 予算措置及び定数改善

- ・定数改善と予算の拡充:提示された全施策の実効性を担保し、教員の多忙化を解消するため、総務省等の関係省庁と連携して必要な教員定数の改善と予算措置を強力に推進すること。